

令和5年9月12日  
九州電力株式会社

## **消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書**

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき申請を行なった特定小売供給約款以外の供給条件（電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1(2)口(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表 (燃料費調整) 1(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	13.59	1.24
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27.19	2.47
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54.38	4.94
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81.56	7.41
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135.94	12.36
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	135.94	12.36
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	40.60	3.69
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81.21	7.38
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	40.60	3.69

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
(口) 臨時電灯A 総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1. 10	0. 10
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2. 19	0. 20
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2. 19	0. 20
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21. 91	1. 99
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21. 91	1. 99
(八) 臨時電力 契約電力1キロワット1日につき	23. 03	2. 09
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11. 52	1. 05
(ニ) 農事用電力B（脱穀調整需要） 1日につき 契約電力		
0.5キロワット	5. 76	0. 52
1キロワット	11. 51	1. 05
2キロワット	23. 03	2. 09
3キロワット	34. 54	3. 14
4キロワット	46. 05	4. 19
5キロワット	57. 56	5. 23
口 従量制供給の場合 1キロワット時につき	3. 50	0. 32

(2) 別表 (燃料費調整) 2に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
イ 定額制供給の場合	円	円
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.530	0.048
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.059	0.096
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2.119	0.193
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3.179	0.289
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	5.298	0.482
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	5.298	0.482
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	1.583	0.144
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3.165	0.288
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1.583	0.144
(ロ) 臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.043	0.004
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.086	0.008
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.086	0.008
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	0.854	0.078
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	0.854	0.078

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
(八) 臨時電力 契約電力 1 キロワット 1 日につき	0.898	0.082
(二) 農事用電力B（脱穀調整需要） 1 日につき 契約電力 0.5キロワット 1キロワット 2キロワット 3キロワット 4キロワット 5キロワット	0.224 0.449 0.898 1.346 1.795 2.243	0.020 0.041 0.082 0.122 0.163 0.204
□ 従量制供給の場合 1キロワット時につき	0.136	0.012